

豊後高田市国土強靱化地域計画の概要

○豊後高田市国土強靱化地域計画について

国土強靱化基本法が、平成25年12月に公布・施行され、翌年6月に、国は「国土強靱化基本計画」を策定しました。また、平成27年11月には県が「大分県地域強靱化計画」を策定しました。本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために「豊後高田市国土強靱化地域計画」を策定しました。



※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

【計画の位置付け】

本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものであり、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするものとし、5年ごとに見直しを行います。

【強靱化の基本的な考え方】

地域強靱化を取り組んでいくにあたり、以下の4つを基本目標とし、基本的な方針に基づき推進します。

<4つの基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

<基本的な方針>

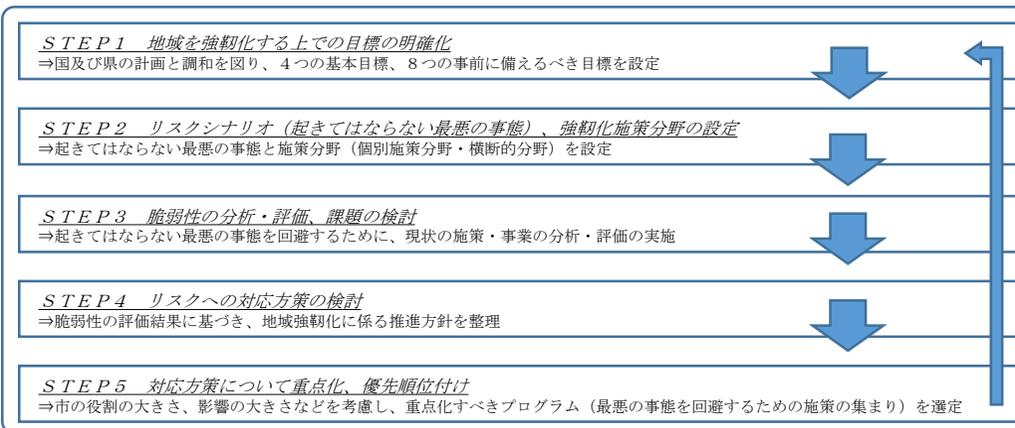
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進
- ・行政、地域住民及び民間事業者等が適切に役割分担し連携協力
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫
- ・財政資金の効率的な使用による施策の重点化を図る
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策

【対象となる自然災害】

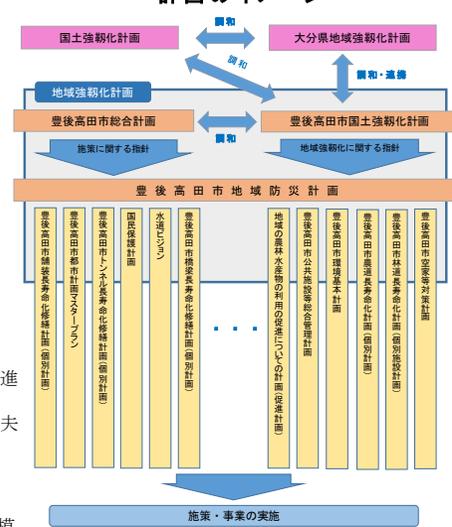
市内全域に被害をもたらす地震・津波や集中豪雨・台風など大規模自然災害を対象とします。

○計画策定の進め方

国及び県の国土強靱化計画の策定に用いた手法を参考に、以下のSTEP1～5のプロセスを経て、「豊後高田市国土強靱化地域計画」を策定しました。



－ 計画のイメージ －



○起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価、いわば本市の健康診断を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを改めて検討し、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進していきます。そのために必要な「事前に備えるべき目標」を8項目、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を29項目設定しました。

※網掛け（黄色）は、重点化するべき事項

基本目標（4）	事前に備えるべき目標（8）	起きてはならない最悪の事態（29）
1 直接死を最大限防く		1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模地震津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康悪化
I. 人命の保護が最大限図られる	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2 テレビ・ラジオ放送や情報サービスの中断等により災害情報が必要な者に伝達できず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-1 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2 食料等の安定供給の停滞
		6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）等の機能の停止
IV. 迅速な復旧復興	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		6-4 地域交通ネットワーク（陸海空の交通インフラ）の長期間にわたる機能停止
		7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による被害の拡大
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地域強靱化の推進方針の概要

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策として、施策分野及びリスクシナリオごとに地域強靱化の推進方針を取りまとめました。

地域強靱化の推進方針：施策分野ごと（例）

【個別施策分野】

①行政機能・警察・消防等

- 業務継続計画の見直し、受援計画の策定
- 防災拠点となる高田庁舎や災害対策本部として庁舎の代替となる中央公民館の改修や整備・維持管理の推進
- 防災関係機関等との総合防災訓練の実施及び連携強化
- 消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援 等



【個別施策分野】

⑥農林水産

- ため池等を活用した浸水対策の推進
- ため池の整備等のハード対策とソフト対策（ハザードマップの活用）を適切に組み合わせる推進
- 農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進
- 間伐や鳥獣害対策等による森林の国土保全機能の維持 等



②住宅・都市・環境・地域

- 住宅・建築物等の耐震化の促進
- 避難訓練の促進
- 津波・洪水・ため池・土砂災害などのハザードマップによる危険性の周知や早期避難の意識の啓発
- 上下水道施設の長寿命化対策と耐震化の推進
- 災害廃棄物に関する収集運搬計画及び処理マニュアル策定や関係機関等との連携強化 等

【横断的分野】



A.リスクコミュニケーション・教育

- 市民の防災意識の向上や防災訓練等を通じて、地域リスクを理解・共有し、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援
- 学校での防災訓練を通じて、児童・生徒が災害に適切に対応する能力の基礎を養う 等

③保健医療・福祉・教育

- 救急業務の高度化の推進
- 県や医師会と連携した健康管理体制の構築
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
- 実践的な避難訓練等による防災教育の推進 等



B.地域の生活機能維持

- 自治会や自主防災組織等への活動支援をさらに充実させ、地域コミュニティを再生し、地域活性化を図る
- 若者の定住やUJターンの促進、地域資源を活用した産業振興による就労場所の確保 等



④情報・産業・エネルギー

- 災害時における市民への確実かつ迅速な情報提供手段の多様化の推進
- 避難所情報や避難勧告等の迅速かつ正確な情報発信
- 自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立 等



C.老朽化対策

- 豊後高田市公共施設等総合管理計画に基づいた適切な維持管理・更新等の推進
- 排水施設、給配水施設等の整備・維持管理の実施 等

⑤交通・物流・国土保全

- 橋梁・道路・トンネル等の長寿命化対策の推進
- 迅速な道路啓開に向けた国や県等の道路管理者との連携や体制づくり
- 急傾斜地等の崩壊対策の推進
- 食料や飲料水等の提供に係る応援協定の実効性の向上 等



○計画の推進について

各プログラムの達成度や進捗を把握・検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、豊後高田市地域防災計画をはじめとした各種計画による施策の追加等を行い、地域強靱化の取組を推進します。

